

社会福祉法人あらぐさ福祉会
ショートステイいろどり（指定短期入所事業所）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あらぐさ福祉会（以下「事業者」という。）が設置するショートステイいろどり（以下「事業所」という。）は、障害者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅での生活が一時的に困難になった際に対し、短期的な日常生活上の支援等を行うことを目的とし、指定短期入所事業を実施する。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な保護を適切に行うことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名称 | ショートステイいろどり |
| (2) 所在地 | 京都府長岡京市井ノ内宮山13番1 |

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、京都府が定める条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活支援員 6名（非常勤）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行います。

- (3) 医師 1名（嘱託）

- (4) 看護師 1名（非常勤）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日 ただし、12月29日から翌年1月3日までは休業日とする。
- (2) 営業時間 午後4時から翌日午前9時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、6人とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第7条 事業所の主たる対象は、知的障害者、障害児とする。

(指定短期入所の内容)

第8条 指定短期入所のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 健康管理
- (5) 送迎

(利用者から受領する費用の額)

第9条 指定短期入所を提供した際には、利用者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額(厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費等及び特例介護給付費等の1割)の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から介護給付費等(厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費等及び特例介護給付費等)の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 朝食 1食につき 300円

(イ) 夕食 1食につき 500円

(2) 光熱水費 1日につき 500円

(3) 日用品費 1日につき 100円

(4) 管理費 1日につき 100円

(5) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支出を受ける場合には、あらかじめ利用者に対して説明した上で、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、向日市、長岡京市、大山崎町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっては、次の内容に留意すること。

(1) 他の利用者や生活支援員等とともに協調して生活することを心がけること。

(緊急時における対応方法)

第12条 職員は、指定短期入所の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ事業所が定めた協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に

関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止のための措置）

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日より 5 年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 25 年 7 月 21 日改定